

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月31日
【発行者名】	FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役 リー・ワイ・リム (Lee Wai Lim)
【本店の所在の場所】	英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド気付 (c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands, British West Indies)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹 野 康 造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹 野 康 造 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	フィリップーアイザワ トラスト タイファンド (Phillip-Aizawa Trust Thai Fund)
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】	5億米ドル(約405億9,500万円)を上限とします。 (注) 米ドルの円貨換算額は、平成24年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=81.19円)によります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年6月29日付をもって提出した有価証券届出書（平成24年9月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）の記載事項に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）下線部は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(4) 発行（売出）価格

<訂正前>

取引日における受益証券1口当り純資産価格(以下1口当り純資産価格を「純資産価格」といいます。)

(注)「取引日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、随時決定する日を指します。「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の日で、香港、シンガポールおよび東京において銀行が営業しており、かつ、タイ証券取引所で取引が行われている日その他管理会社が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。ただし、香港における強度8以上の台風警報または大雨注意報その他の類似の事象により、ある日の香港の銀行の営業時間が短縮された場合、受託会社と管理会社が別途合意しない限り、当該日は営業日から除きます。「評価日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する日を指します。

<訂正後>

取引日における受益証券1口当り純資産価格(以下1口当り純資産価格を「純資産価格」といいます。)

(注)「取引日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、随時決定する日を指します。「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の日で、香港、シンガポールおよび東京において銀行が営業しており、かつ、タイ証券取引所で取引が行われている日その他管理会社が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。ただし、香港における強度8以上の台風警報または大雨注意報その他の類似の事象により、ある日の香港の銀行の営業時間が短縮された場合、受託会社と管理会社が別途合意しない限り、当該日は営業日から除きます。「評価日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する日を指します。

「ファンド営業日」について、平成25年7月1日（予定）以降は、以下の通りとなる予定です。

「土曜日、日曜日以外の日で、ダブリン、ロンドン、シンガポールおよび東京において銀行が営業しており、かつ、タイ証券取引所で取引が行われている日その他管理会社が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定するその他の日」をいいます。」

第二部 ファンド情報

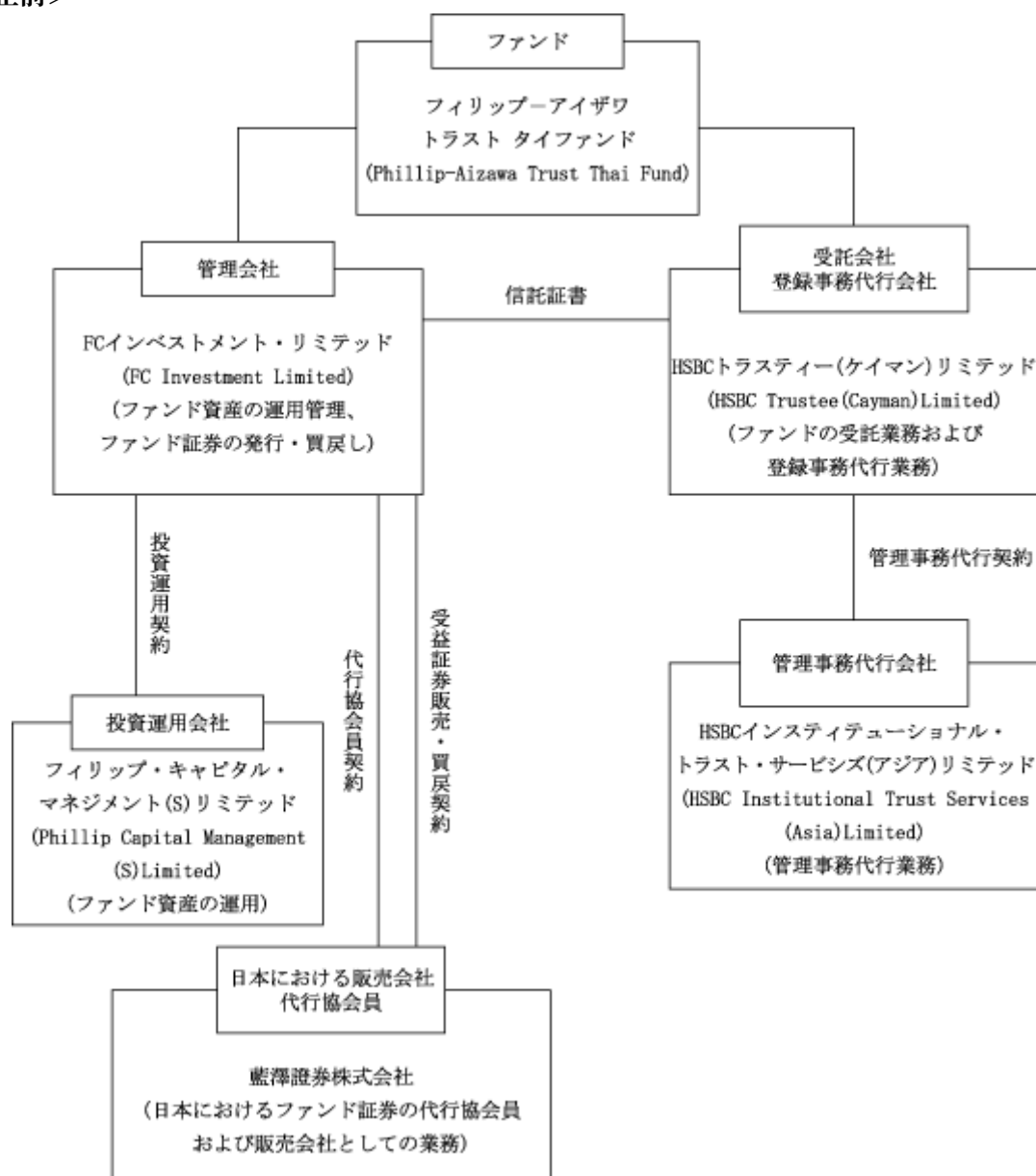
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

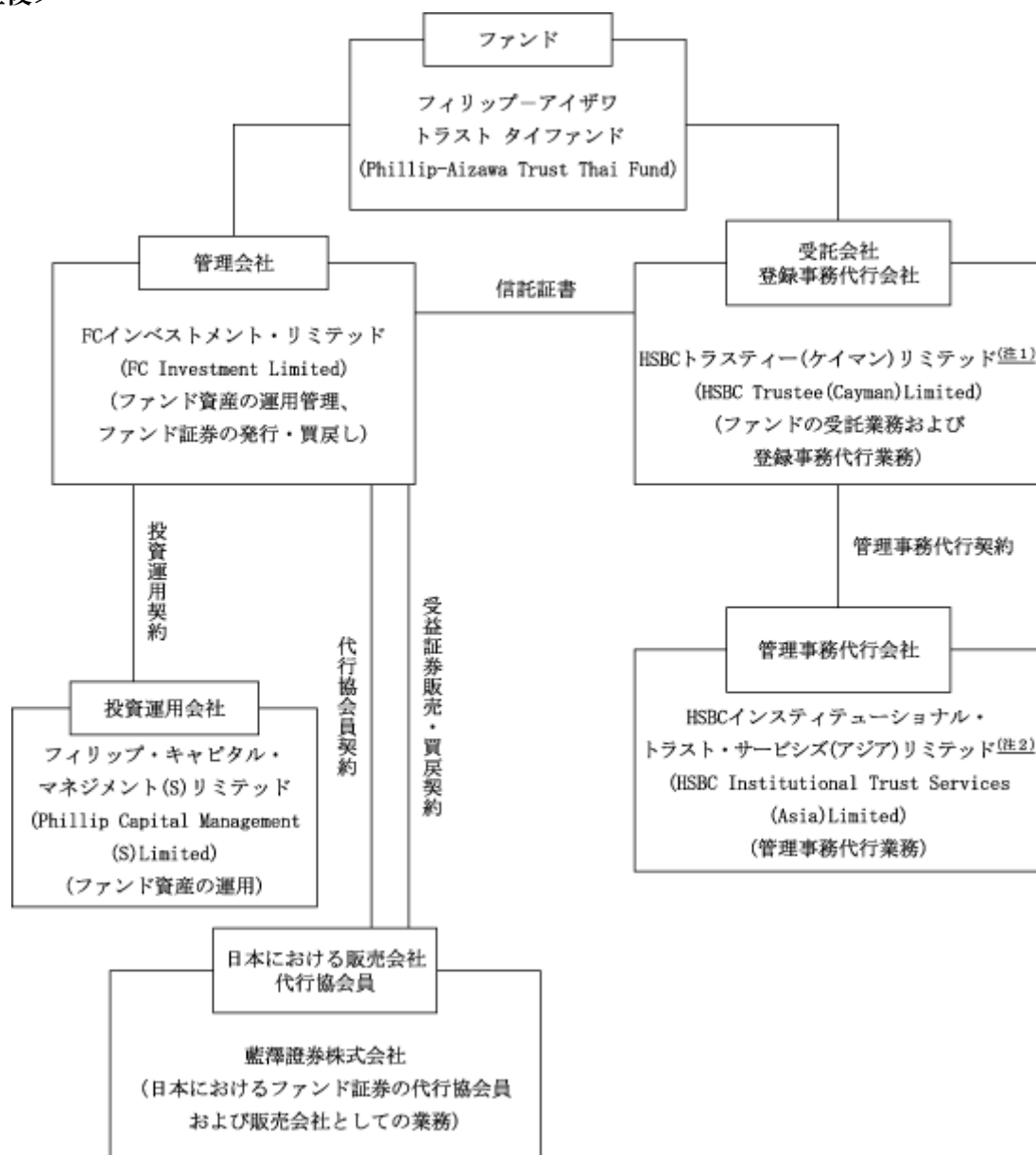
(3) ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み

<訂正前>



<訂正後>



(注1) 受託会社および登録事務代行会社は、平成25年7月1日付（予定）で、HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（HSBC Trustee (Cayman) Limited）から、G.A.S.（ケイマン）リミテッド（G.A.S. (Cayman) Limited）へ変更される予定です。以下同じ。

(注2) 平成25年7月1日付（予定）で、HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ（アジア）リミテッド（HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited）に代わり、SMTファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド（SMT Fund Services (Ireland) Limited）が管理事務代行会社として任命される予定です。以下同じ。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

<訂正前>

① 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド

取扱場所 香港、クィーンズ・ロード・セントラル1

(後略)

<訂正後>

① 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド

取扱場所 香港、クィーンズ・ロード・セントラル1

(注) 平成25年7月1日付(予定)で、SMTファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが管理事務代行会社として任命されることにより、名義書換の取扱場所は、アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5となる予定です。

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

2 HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」「登録事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2012年4月末日現在、1,300,000米ドル(約1億555万円)

(2) 事業の内容

HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドは1981年11月10日にケイマン諸島で免税会社として設立されました。同社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改正)の規定に基づき無制限の信託会社としての免許、および、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としての免許を受けています。

3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited) (「管理事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2012年4月末日現在、50,000,000香港ドル(約5億2,300万円)

(注) 香港ドルの円貨換算額は、平成24年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=10.46円)によります。

(2) 事業の内容

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッドは1974年9月27日に香港で設立されました。同社は、香港の受託会社条例に基づく信託会社として登録されています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

**2 HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」 「登録事務
代行会社」)****(1) 資本金の額**

2012年4月末日現在、1,300,000米ドル(約1億555万円)

(2) 事業の内容

HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドは1981年11月10日にケイマン諸島で免税会社として設立されました。同社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改正)の規定に基づき無制限の信託会社としての免許、および、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としての免許を受けています。

平成25年7月1日(予定)以降は、上記は、以下の通り変更される予定です。**2 G.A.S. (ケイマン) リミテッド (G.A.S. (Cayman) Limited) (「受託会社」 「登録事務代行会社」)****(1) 資本金の額**平成24年10月末日現在、48万米ドル(約3,897万円)**(2) 事業の内容**

受託会社は、2001年10月16日、ケイマン諸島において設立されました。払込株式資本の金額は400,000ケイマン諸島ドルです。受託会社は、ケイマン諸島において、集合投資スキームの受託会社として行為するための免許を与えられております。受託会社の最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。

3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited) (「管理事務代行会社」)**(1) 資本金の額**

2012年4月末日現在、50,000,000香港ドル(約5億2,300万円)

(注) 香港ドルの円貨換算額は、平成24年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル＝10.46円)によります。

(2) 事業の内容

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(アジア)リミテッドは1974年9月27日に香港で設立されました。同社は、香港の受託会社条例に基づく信託会社として登録されています。

平成25年7月1日(予定)以降は、上記は、以下の通り変更される予定です。**3 SMTファンド・サービシズ (アイルランド) リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)****(1) 資本金の額**平成24年10月末日現在、40万英ポンド(約6,067万円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、平成25年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド＝151.67円)によります。

(2) 事業の内容

管理事務代行会社は、1995年にアイルランドにおいて設立され、その最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。管理事務代行会社は、様々な法域で設立された集合投資スキームに対して業務を提供しております。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

2 HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」「登録事務代行会社」)

HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドは、ファンドの純資産価額の計算、記帳業務等を含む業務について、受託会社、支払代行会社、保管銀行、管理事務代行会社として行為します。受託会社は、その一部の業務を管理事務代行会社であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(アジア)リミテッドに委託しています。受託会社は、保管会社を任命する目的で、ファンド資産を安全に保管すること、および信託証書に基づく義務の管理会社の遵守をモニターすることについて、責任を負います。サブ・ファンドの資産および負債は分離され、一定の場合を除き、当該サブ・ファンドの受益者に対してのみ帰属します。

3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited) (「管理事務代行会社」)

管理事務代行業務を行います。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2 HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」「登録事務代行会社」)

HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドは、ファンドの純資産価額の計算、記帳業務等を含む業務について、受託会社、支払代行会社、保管銀行、管理事務代行会社として行為します。受託会社は、その一部の業務を管理事務代行会社であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(アジア)リミテッドに委託しています。受託会社は、保管会社を任命する目的で、ファンド資産を安全に保管すること、および信託証書に基づく義務の管理会社の遵守をモニターすることについて、責任を負います。サブ・ファンドの資産および負債は分離され、一定の場合を除き、当該サブ・ファンドの受益者に対してのみ帰属します。

平成25年7月1日（予定）以降は、上記は、以下の通り変更される予定です。

2 G.A.S. (ケイマン) リミテッド (G.A.S. (Cayman) Limited) (「受託会社」「登録事務代行会社」) ファンドの受託業務および登録事務代行業務を行います。

3 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited) (「管理事務代行会社」)

管理事務代行業務を行います。

平成25年7月1日（予定）以降は、上記は、以下の通り変更される予定です。

3 SMTファンド・サービシズ (アイルランド) リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

管理事務代行業務を行います。

(後略)